

# 市有財産売買契約書

売出人 秩父市 (以下「甲」という。) と買受人 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。) とは、次の条項により秩父市有財産の売買契約を締結する。

(売買物件及び売買代金)

第1条 甲は、その所有する次に掲げる物件 (以下「売買物件」という。) を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

区分番号	物件名称	数量	落札日

2 売買代金は、金 \_\_\_\_\_ 円とする。

3 売買代金の内訳は次のとおりとする。

(1) 物件金額 \_\_\_\_\_ 円

(2) 消費税及び地方消費税額 (税率10%) \_\_\_\_\_ 円

(契約保証金)

第2条 乙が売買物件について納入した入札保証金は、契約保証金として全額充当するものとする。

2 前項の契約保証金 (以下単に「契約保証金」という。) は、第10条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

4 契約保証金は、乙の責に帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、甲に帰属する。

(代金の支払い)

第3条 乙は、売買代金の全額を、甲が指定した銀行口座への振込又は甲が指定する場所への現金持参により、甲が指定する日までに支払わなければならない。

2 乙が前項の売買代金の支払いに当たり、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を甲に支払ったときは、売買代金の全額を支払ったものとする。

3 乙は、前項の規定によろうとするときは、売買代金から契約保証金相当額を控除した金額を甲に支払うとともに、契約保証金を売買代金に充当したい旨を表示した書面を甲に提出しなければならない。

(所有権の移転等)

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納し、甲が納付を確認した時点で、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定により売買物件の所有権が移転した後、乙の請求に基づき、甲が準備すべき移転登録等に要する書類を作成して乙に渡すものとし、乙は当該書類の受領書を甲に提出するものとする。

3 乙は、遅滞なく移転登録手続を行い、甲の指定する書類を甲に提出しなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

(売買物件の引渡し)

第5条 甲は、売買物件の所有権が移転した後、売買物件を甲の指定する場所及び期日において現況有姿のまま乙に引き渡し、乙は、売買物件の受領書を甲に提出するものとする。

2 乙は、売買物件の引受け及び搬出の実施については、関係法令を遵守し、甲の指示に従うとともに、これに係る保険加入、輸送手配等の手続については、乙が行わなければならない。これに要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担等)

第6条 乙は、所有権移転の時から引渡しの時までにおいて売買物件が甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合は、売買代金の減額を請求することができないものとする。

(瑕疵担保責任)

第7条 乙は、この契約締結後に売買物件に隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由として売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(保証金の帰属)

第8条 甲は、乙が第3条に定める義務を履行しないときは、契約保証金を違約金として甲に帰属させるものとする。

(契約解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により納期限又は変更納期限内に売買代金を完納しないとき又は完納する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
- (3) 乙又はその代理人がこの契約事項に違反したとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは売買物件の購入契約を締結する事務所のその役員又はその支店若しくは売買物件の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(損害賠償)

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(契約の費用)

第11条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第12条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲) 売出人 登録番号 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

乙) 買受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印